

太田市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第84号

太田市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

太田市下水道条例施行規則（平成17年太田市規則第228号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「専属する」を「選任される」に改め、「住民票」の次に「、在留カード又は特別永住者証明書」を加える。

様式第4号中「専属し」を「選任され」に改める。

様式第8号中「住民票」の次に「、在留カード又は特別永住者証明書」を加え、「専属した」を「選任された」に改める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。